

東洋町の給与・定員管理等について(令和7年度)

1 総括

(1) 人件費の状況（6年度普通会計決算）

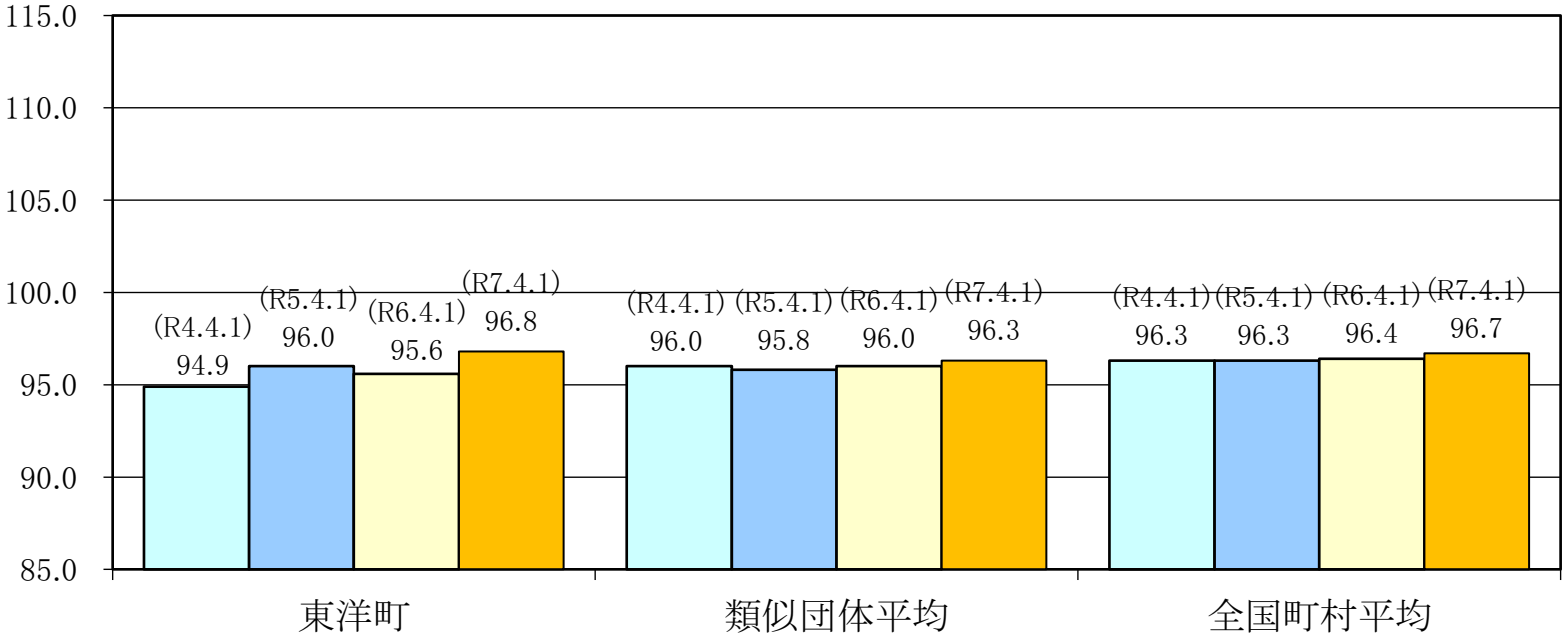
区 分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 2,059	千円 3,203,890	千円 63,059	千円 595,965	% 18.6	% 16.8

(2) 職員給与費の状況（6年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 49	千円 178,450	千円 16,535	千円 72,918	千円 267,903	千円 5,467	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験日数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後のラスパイレス指数を示す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×(1+該当団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和元年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和元年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は
期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

一般行政職の給料表について、国の見直し内容のとおり実施

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容のとおり実施

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東洋町	43.0 歳	324,904 円	348,555 円	348,555 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	－ 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	432,249 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東洋町	51.8 歳	297,350 円	311,500 円	311,500 円
うち給食調理員	51.8 歳	297,350 円	311,500 円	311,500 円
高知県	60.1 歳	259,402 円	285,684 円	265,348 円
国	53.7 歳	309,925 円	366,087 円	－ 円
類似団体	49.3 歳	293,189 円	324,478 円	310,165 円

区 分	民 間			参考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 B	公務員 C	民 間 D	C/D
東洋町	-	-	-	-	-	-
うち学校給食調理員			円	円	円	#DIV/0!
うち保育給食調理員						

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、8年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		東洋町		高知県	国
一般行政職	大 学 卒	改定前	196,200 円	225,200 円	220,000 円
		改定後	220,000 円		
	高 校 卒	改定前	166,600 円	189,700 円	188,000 円
		改定後	188,000 円		
技能労務職	高 校 卒	改定前	166,500 円	181,600 円	－ 円
		改定後	185,700 円		
	中 学 卒	－ 円		－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

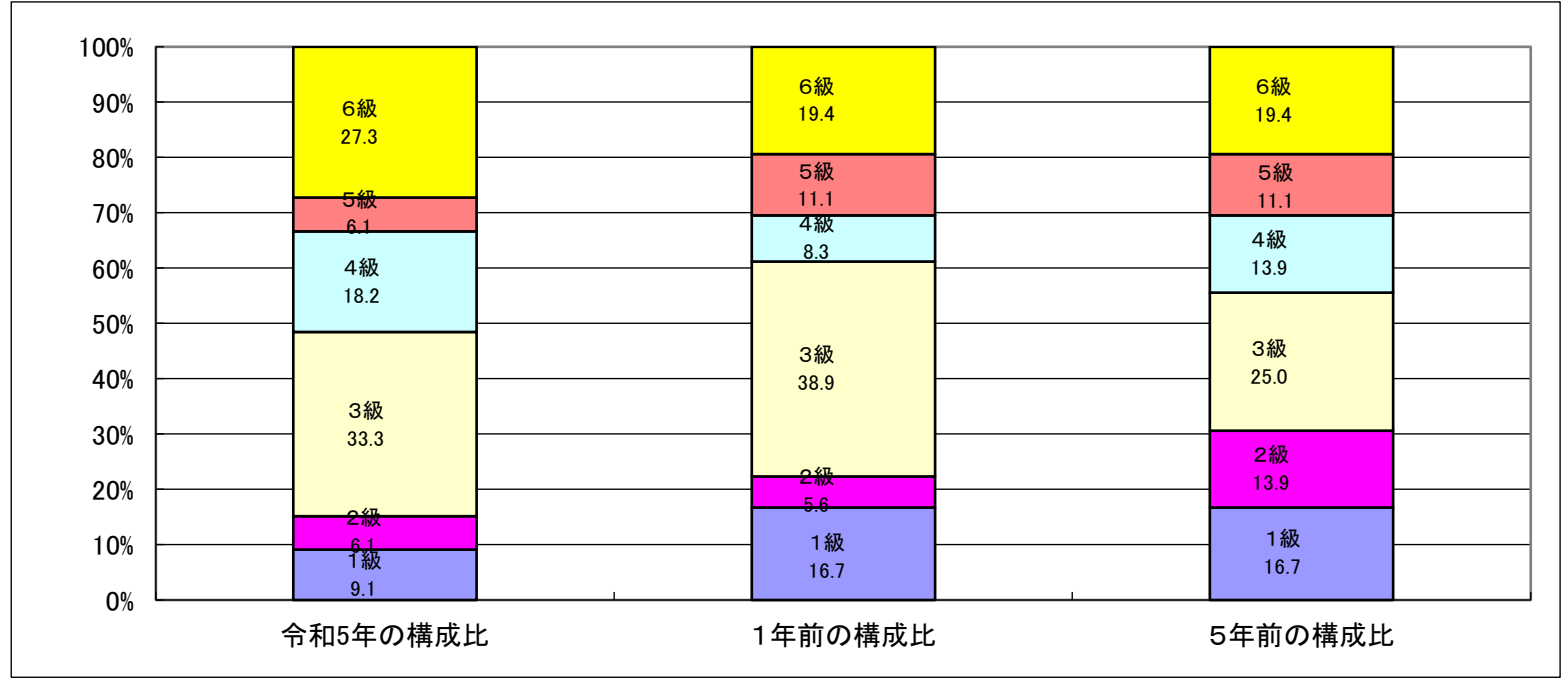
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

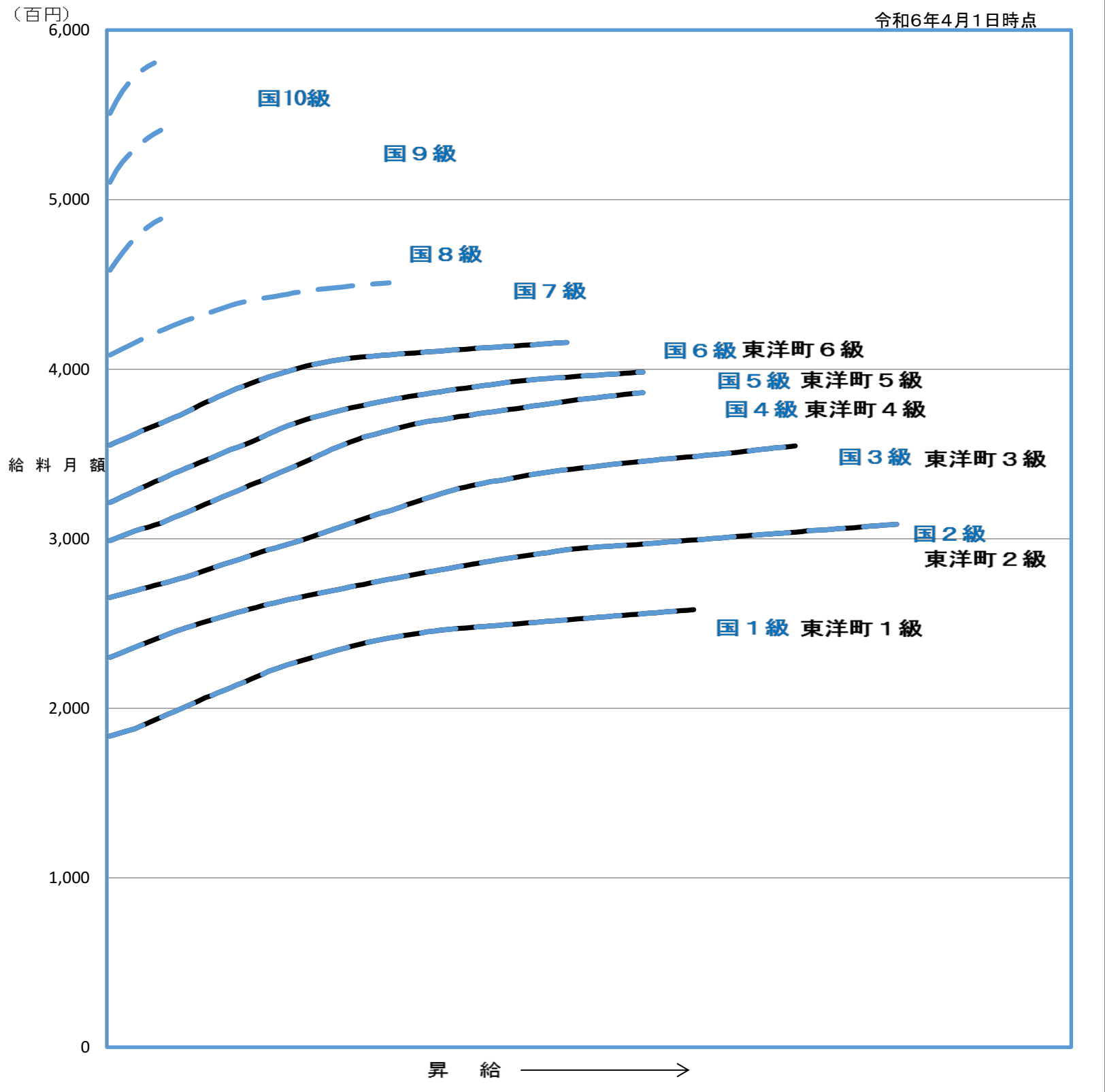
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内 訳	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	3 人	9.1 %	主事 3 人	195,800円	268,300円
2 級	主任	2 人	6.1 %	主任 2 人	242,000円	316,800円
3 級	主幹	11 人	33.3 %	主幹 11 人	276,300円	364,200円
4 級	主監	6 人	18.2 %	主監 6 人	309,800円	396,500円
5 級	課長補佐・園長・出納室長補佐 教育次長補佐	2 人	6.1 %	課長補佐 2 人	332,600円	409,000円
6 級	課長・教育次長・会計管理者 議会事務局長 地域包括支援センター事務局長	9 人	27.3 %	課長 5 人 教育次長 1 人 会計管理者 1 人 議会事務局長 1 人 包括支援センター事務局長 1 人	366,800円	427,000円

- (注) 1 東洋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2)国と給料表カーブ比較表(行政職(一))(7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (東洋町)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東洋町	高知県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,227 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,620 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (-)月分 (-)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.95 月分 (1.350)月分 (0.975)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（東洋町）

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

東洋町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし	)			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	2,956 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	82 千円
支給実績（5年度決算）	3,202 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	86 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)5,000円加算	同じ	—	5,573 千円	163,912 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家・借間に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高支給限度額 28,000円 配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員	同じ	—	1,908 千円	212,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額 1ヶ月当たり 55,000円 自動車等の交通用具使用者 2,000円(片道2km以上5km未満)～31,600円(片道60km以上)	同じ	—	1,663 千円	37,795 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 平成19年4月1日～定額制 (支給額)平成23年3月31日まで経過措置有り 課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・地域包括支援センター事務局長 ・6級 25,000円 課長補佐・園長・出納室長補佐・教育次長補佐 ・5級 15,000円	異なる	左記の通り役職に応じて定額支給する。	3,480 千円	248,571 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	—	—	—
特殊勤務手当	勤務の特殊性に応じて支給 犬猫等死体処理手当 1件につき 300円 スズメ蜂駆除作業手当 1件につき 700円			2 千円	—
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は、緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に支給 休日等 1回 8,000円 (6時間を超える場合は加算あり) 平日夜間 1回 6,000円	異なる	職責により定額	134 千円	—
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または、休日等に宿日直をした場合に支給 1回 4,700円	同じ	—	387 千円	—

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市 区 町 村 長	635,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(円)	846,800 円／	528,000 円
	副 町 長	553,000 円		
		(円)	677,700 円／	481,000 円
	議 長	233,000 円		
		(円)	400,000 円／	203,000 円
期 末 手 当	副 議 長	191,000 円		
		(円)	314,000 円／	130,000 円
	議 員	163,000 円		
		(円)	290,000 円／	109,000 円
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 3.35 月分 役職加算 15%		
	副 町 長			
備 考	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分 役職加算 15%		
	議 員			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×500/100	12,700 千円	退職時
		給料月額×在職年数×300/100	6,636 千円	退職時

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

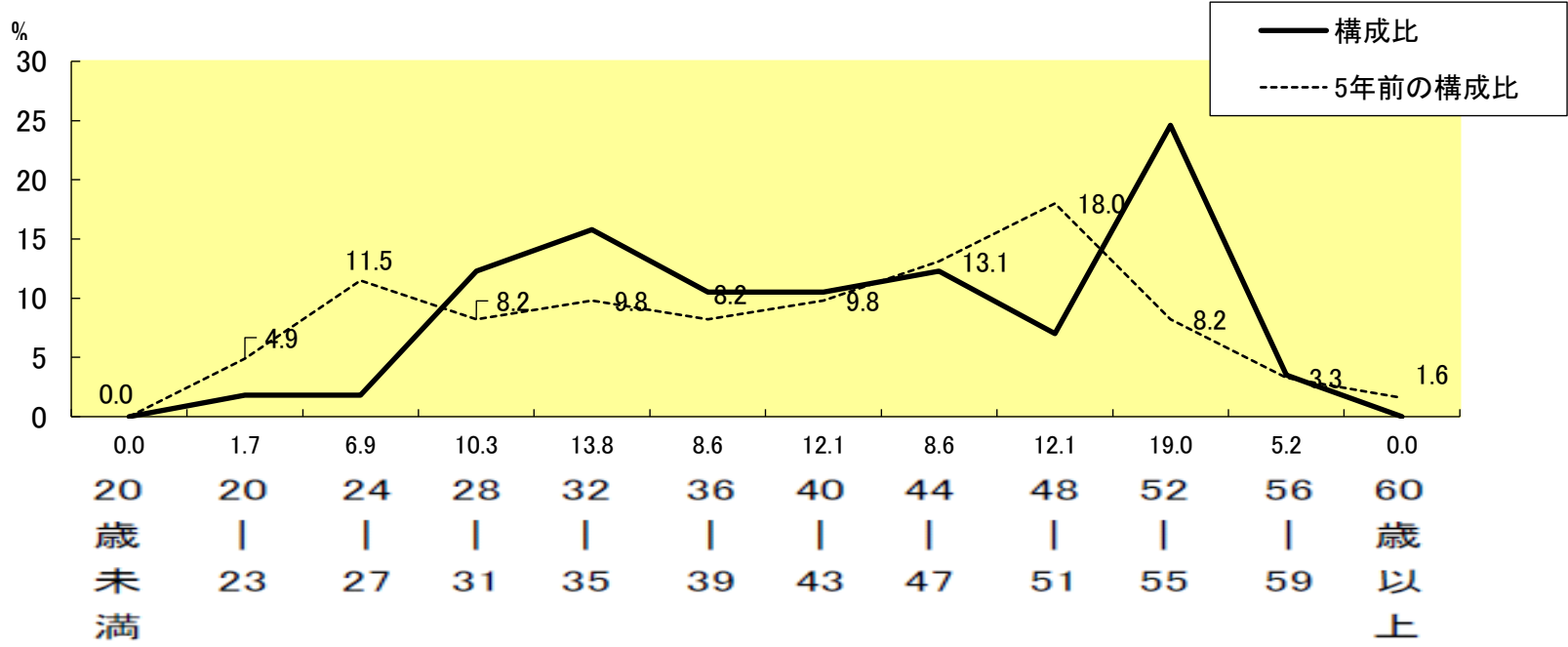
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	業務の拡大による増1 業務の拡大による増1 業務の拡大による増1 業務の拡大による増1 業務の拡大による増1
		総務	10	9	1	
		税務	3	4	-1	
		民生	17	17	0	
		衛生	4	4	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	4	5	-1	
		土木	3	2	1	
		計	44	44	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 213.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 244.85 人)
		教育部門	6	5	1	
		消防部門	0	0	0	
		小 計	50	49	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 242.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 244.85 人)
公 営 企 業 計 等 部 門		病院	0	0	0	
		水道	1	1	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	5	6	-1	
		小 計	7	8	-1	退職による減1、配置見直しによる減1
合 計			57	57	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 276.83 人
			[74]	[74]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	1人	7人	9人	6人	6人	7人	4人	14人	2人	0人	57人
構成比	0.0%	1.8%	1.8%	12.3%	15.8%	10.5%	10.5%	12.3%	7.0%	24.6%	3.5%	0.0%	100%

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間増減	
							増減数	増減率
一般行政	47	43	42	46	44	44	-3	-6.4%
教 育	6	6	5	5	5	5	-1	-16.7%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
普通会計計	53	49	47	51	49	49	-4	-23.0%
公営企業	8	8	9	7	8	6	-2	-25.0%
計	61	57	56	58	57	55	-6	-9.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の福祉について

- (1) 健康診断の実施
①一般定期健康診断
成人病健診

(2) 互助会制度（令和6年度普通会計決算）

会員数	東洋町負担金額	会員掛金	事業内容
49 人	1,140 千円	1,140 千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病、災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等

8 職員の研修の状況について（令和7年度）

研修の名称	参加人数
基本研修（一般職）	8 人
採用2年目職員研修	1 人
採用3年目職員研修	4 人
採用5年目職員研修	2 人
採用10年目職員研修	5 人
採用15年目職員研修	2 人
基本研修(管理職)	1 人
課長研修	3 人
政策法務研修	1 人
基礎から学ぶ複式簿記研修	1 人
決算書の見方研修	3 人
文書事務研修	2 人
契約事務研修	2 人
先進事例研究セミナー	1 人
人事・研修担当者研修	1 人
OJT研修	1 人
コーチング研修	1 人
チーム力向上研修	1 人
政策づくり入門研修	1 人
東洋町防災研修	55 人
コミュニケーション研修	49 人

9 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用試験による採用の状況(令和7年度)

職種	人数
一般行政職	0人
計	0人

(2)退職の状況(令和7年度)

職種 区分	定年退職	その他	合計
一般行政職	0人	1人	1人
保育士	0人	0人	0人
計	0人	1人	1人

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間(標準的なもの)

一週間の勤務時間	始業時間	就業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日及び日曜日
時間外勤務の月平均時間数(首長部局に属する正規職員)				6.1時間

11 職員の休業に関する状況(令和7年度)

育児休業取得者数(男 2人、女 0人)	2人
---------------------	----

12 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(令和7年度)

(1)分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処分の理由
免職	0人	
休職	0人	
降任	0人	
降給	0人	

(2)分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処分の理由
免職	0人	
休職	0人	
降任	0人	
降給	0人	

13 職員の服務の状況

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。営利企業等の従事について、職員(会計年度任用職員(パートタイム)を除く。)は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社などの役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することはできません。

